

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年1月31日
【報告者の名称】 NECフィールドディング株式会社
【報告者の所在地】 東京都港区三田一丁目4番28号
【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田一丁目4番28号
【電話番号】 03-3452-7093
【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 大嶋 寛史
【縦覧に供する場所】 NECフィールドディング株式会社
(東京都港区三田一丁目4番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、NECフィールドディング株式会社をいい、「公開買付者」とは、日本電気株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注3) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 日本電気株式会社
所在地 東京都港区芝五丁目7番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、公開買付者による当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載の方法により、決議に参加した取締役の全員一致により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、当社株式20,300,000株（株式所有割合（注）にして37.22%）を保有するとともに、議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託）とする退職給付信託（以下「公開買付者退職給付信託」といいます。）に拠出している当社株式16,300,000株（株式所有割合（注）29.89%）と合わせて、当社株式36,600,000株（株式所有割合（注）67.11%）を実質的に保有しており、当社を連結子会社としています。公開買付者は、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、平成26年1月30日の取締役会決議により、当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を本公開買付けにより取得することを決定したとのことです。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定しておらず、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。公開買付者は、公開買付者退職給付信託の受託者との間で、公開買付者が公開買付者退職給付信託に拠出している株式（当社株式16,300,000株（株式所有割合にして29.89%）を含みます。）について、信託管理人の指図がなければ処分等（本公開買付けへの応募を含みます。）しない主旨を含む退職給付信託契約を締結しており、信託管理人との間で、本公開買付けに応募するよう指図しないことを合意しているとのことです。

（注）当社が平成26年1月30日に公表した「平成26年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された平成25年12月31日現在の当社の発行済株式総数（54,540,000株）から当社決算短信に記載された平成25年12月31日現在当社が所有する自己株式（693株）を控除した数（54,539,307株）に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）です。以下同じ。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者退職給付信託に拠出されている株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったときは、公開買付者による当社の完全子会社化を推進するため、本公開買付け後に当社の株主を公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者のみとするための一連の手続（詳細については、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）を実施する予定とのことです（本公開買付け及び当該本公開買付け後に当社の株主を公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者のみとするための一連の手続を総称して、以下「本取引」といいます。）。

本公開買付けの背景

公開買付者並びに公開買付者の子会社267社及び関連会社（持分法適用会社）52社（平成25年12月31日現在）からなるNECグループは、主に官公、公共、医療、金融及びメディア向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング、クラウドサービス及びシステム機器等を提供する「パブリック事業」、主に製造業及び流通・サービス業向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング及びクラウドサービス等を提供する「エンタープライズ事業」、主に通信キャリア向けにネットワークインフラ、サービス&マネジメント等を提供する「テレコムキャリア事業」並びにハードウェア、ソフトウェア、企業ネットワーク及びサービス（データセンター基盤、サポート）の提供を中心とする「システムプラットフォーム事業」

のセグメントに亘って、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しているとのことです。

公開買付者は、昨年4月に発表した「2015中期経営計画」において、「人が豊かに生きるための安全・安心・効率的・公平な社会の実現に向け、情報通信技術（ICT）を活用した高度な社会インフラを提供する『社会ソリューション事業』に注力し、社会の様々な課題解決に貢献するとともに、中長期的な事業規模の拡大と収益性の向上を目指していく」ことを表明したとのことです。その実現のため、公開買付者は、ICTを活用した高度な社会インフラを提供する事業に経営資源を集中し、社会の課題解決を成長機会と捉え、新たなビジネスモデルを確立させるべく、次世代仮想ネットワーク、スマートエネルギー、セキュリティソリューション関連に重点投資することで、コアコンピタンス（中核的な競争力）である次世代ネットワーク技術、高性能・高信頼IT基盤技術など独自性・競争優位性のあるICTアセットの充実を図っているとのことです。また、コンサルティングや運用サービスなどのサービス領域を強化することで、社会ソリューション事業の規模を2015年度にNECグループ全体の売上高の7割にまで高め、営業利益率8%の早期実現を目指しているとのことです。

一方、当社は、お客様のICTシステムの導入後の全ライフサイクルに亘ってお客様のICTシステムの快適運用と最適活用を実現できるようきめ細かいサポートサービスを総合的に提供しております。主な事業としては、NECグループを中心とした製造者のICT製品に対する障害の復旧及び予測・予知技術を活用してシステムの安定運用を実現する保守サービスを提供する「プロアクティブ・メンテナンス事業」と、お客様の業務特性やICTシステムの特徴に応じて、より快適な運用や最適な活用が実現できるよう、ICT運用環境の構築やお客様のICT資産の代行運用などの各種サポートサービスを提供する「フィールドディング・ソリューション事業」の2事業を手掛けております。

当社は、昭和32年3月に公開買付者の子会社として設立され、その後平成14年9月に東京証券取引所市場第一部（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しました。公開買付者は、当社がNECグループのコア事業を担当する会社であることから、上場後も当社の議決権の過半数を保有し、また、その保有株式の一部を退職給付信託に拠出した後においても、議決権行使の指図権を留保することにより、当社を公開買付者の連結子会社と位置づけて、NECグループの連結経営に取り組んできたとのことです。

しかしながら、近年、新興勢力がICT市場に参入し、特にICTハードウェア製品において価格競争が激化するとともに、ICTハードウェア製品のコモディティ化（一般化）による価格下落が起きております。このICTハードウェア製品の価格下落に伴い、お客様が自社で保有するICTハードウェア製品について、定期的な保守業務を製造者等に委託することに替えて、障害が生じたICTハードウェア製品自体を入れ替えることでICTシステム資産の稼働を維持する指向が強まってきており、従来のICTハードウェア保守市場は、金額ベースで縮小傾向となっております。また、通信ネットワーク技術の著しい発展により、ICTシステムの管理・運用形態が変化しております。具体的には、これまではお客様自身がICTシステムに投資し、自社でICTシステム資産を保有し、それを管理・運用する組織体制及び専門要員を保有していましたが、経済活動のボーダーレス化に伴うグローバルな企業間競争が激しくなる中で、自社のコアコンピタンスに自社の経営資源を集中投入し、ICTシステムの利用については、高度に発展したインターネット網を介して、ICT専門企業が提供する情報処理サービス、情報管理サービス等の提供を受ける形態（いわゆる「クラウドコンピューティング」）に移行し、自社ではICTシステム資産やその管理・運用する組織を保有しない方法への転換を図る企業が急速に増えております。このようなICT保守サービスの市場環境の変化は、ICT保守サービスを収益の柱としてきた当社の業績に与える影響が大きく、今後の事業構造を早急に市場環境にあわせたものへと大きく変革していくことが当社及びNECグループ全体にとり喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、公開買付者及び当社は、ICTシステムの保守サービス・サポートサービスの在り方について、様々な角度から検討を行ってまいりました。

その結果、公開買付者及び当社は、「クラウドコンピューティング」の進展に伴うお客様のICTシステムへのニーズの変化に応じていくためには、ICTシステムを構成する基盤製品（ハードウェア、ソフトウェア、サービス）の開発・生産のサプライチェーンと、導入・運用・保守・廃棄のデリバリーチェーンとに関わる機能・組織を統合・再編し、当社を、NECグループの中において、ICTシステムの導入から廃棄までのライフサイクル全般のサービス提供を担う中核会社として位置づけることが必要であるとの認識に至りました。また、公開買付者及び当社は、今後、お客様ニーズに最適なデータセンターサービスの提供、新たなパターン化商品の創出とライフサイクルを通じて一貫したサポートサービスの提供、事業運営の効率化及び情報一元化による提案力の強化、の3点を重点施策として取り組むことが公開買付者及び当社の事業拡大に必要なとの認識に至りました。

公開買付者は、上記3つの施策を迅速に具体化していくためには、公開買付者と当社が同一の視点でお客様のニーズに応じていくことが必要であり、そのためには事業戦略を完全に一体化して効率的な事業運営を実現することが必要と判断したとの事であり、平成25年9月下旬、当社に対し、公開買付者と当社の一体的な事業運営に係る施策を共同で検討することの提案を行いました。その後、公開買付者及び当社は、公開買付者と当社の事業運営に係る施策についての協議を開始し、平成25年11月下旬から本取引について本格的に協議を開始しました。その結果、公開買付者及び当社は、当社を含むNECグループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、公開買付者と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが必要不可欠であり、そのためには、公開買付者が当社の全株式を取得する方法により、当社を公開買付者の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に達しました。

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることで、NECグループのサービス事業体制の見直しを図り、機能の統合、在庫の一元的管理などによる効率化・コストメリットの享受を推進し、公開買付者が「2015中期経営計画」で標榜する「社会ソリューション事業」の実現に資するものと考えているとのことです。

本取引後の経営方針

公開買付者と当社は、本取引が実行された場合、次の各施策を実施していく予定です。

() お客様ニーズに最適なデータセンターサービスの提供

公開買付者は、クラウドコンピューティングの進展に対応してデータセンターサービスを拡充する予定とのことです。その一環として、現在、全国各地に分散しているデータセンターの運用主体を段階的に当社に一元化し、運用方法の標準化及び効率化による迅速かつ安価なサービスの提供と、当社と公開買付者のノウハウの統合によるサービスメニューの拡大を図り、お客様の多様なニーズに応えていく予定とのことです。また、公開買付者及び当社は、この施策の実行にあたっては、公開買付者のシステムエンジニア(SE)が保有するプロジェクトマネジメントやシステム構築のスキルと当社が保有する保守・サポートサービスのスキルの連携を一層強化するため、人的リソースの融合を推進する予定です。さらに、公開買付者及び当社は、当社の全国400箇所以上の拠点網を活用して、お客様の業務内容・所在地等に最適なデータセンターを提案し、事業機会の創出を図っていく予定です。

() 新たなパターン化商品の創出とライフサイクルを通じて一貫したサポートサービスの提供

公開買付者及び当社は、当社が持つ「基盤プラットフォーム領域のサービス」に、公開買付者又はパートナー企業が提供している「業務アプリケーションソフトウェア」をお客様の利用シーン・用途に応じてパターン化して組み合わせた、新たな「ターンキー」ソリューション商品を開発する予定です。この商品は、お客様ごとのカスタマイズの必要性を限りなく抑えることで簡単な設定をするだけで即座に商品を利用することを可能とするもので、これまでシステム導入時に必要となっていたシステム設計・業務アプリケーション開発・構築の時間・工数及びこれらに要する費用を大幅に短縮・削減することができると期待されます。公開買付者及び当社は、上記の「ターンキー」ソリューション商品に応じてお客様に提供するサービスの範囲・内容をさらに拡充するとともに、当社が有する全国の拠点網を通じて中小規模のお客様を中心にこれらの商品・サービスを提案していく活動を一体となって推進する予定です。これらの取り組みにより、商品の搬入・設置から運用・保守・廃棄に至るまでのライフサイクルを一貫してきめ細かくサポートすることでお客様の課題解決及び企業価値向上に貢献し、公開買付者及び当社の市場シェアの拡大を目指します。

() 事業運営の効率化及び情報一元化による提案力の強化

公開買付者及び当社は、公開買付者と当社との機能、役割分担の整理を行い、現在、両社がそれぞれ保有している保守部材の共通化・一元化、パーツセンター等の拠点の削減、コールセンターの統合、業務プロセスの簡素化を進め、保守・サポートサービス事業領域において抜本的なコスト低減を進め、価格競争力の向上を目指します。また、当社の保守・サポートサービス提供のスキルと公開買付者のSEのシステム構築スキルを融合させることにより、お客様システムのライフサイクル全般に対して当社が提供するサービスの強化・拡充を目指します。その上で、当社の保有する顧客情報と、公開買付者の保有する顧客情報とを一元化し、共通で利用できるデータベースを構築することで、お客様が求める、より幅広い商材・サービスの提案力強化を目指します。具体的には、当社が常日頃実施しているサポートサービスで得た情報と、公開買付者の営業部門で把握・蓄積している情報を統合することで、お客様の現場ニーズと経営者や情報システム部門の課題、ICTシステムの稼働状況等を的確に判断することができ、お客様に最適なソリューションをタイムリーに提供できる仕組みを構築していく予定です。

以上の施策を着実に実行するためには、公開買付者と当社との間で、緊密な連携の下、市場の激しい変化に対応した、迅速な意思決定が必要となります。迅速な意思決定を行うには、公開買付者と当社との間で、公開買付者の掲げる「社会ソリューション事業」についての認識を共有し、クラウドコンピューティングの市場動向とそれに対応したリソース強化施策の内容、実行時期などを含む中長期的な事業計画について、市場の不確実性や施策に伴うリスクの評価を共有しつつ完全な一体化を図る必要があります。また、公開買付者と当社のそれぞれの事業基盤を一元的に、かつ、一体的に統合運用することで、厳しい競争下にあるICTシステムの保守サービス・サポートサービス事業の投資回収リスクに対する耐性を高めることが可能になると認識しております。公開買付者及び当社は、このような対応のためには、当社とNECグループの間の機能の統合・再編が必要となり、当社が公開買付者の完全子会社となることが必要不可欠であると考えております。

なお、当社の完全子会社化以降の当社の事業領域に係る公開買付者の基本戦略や将来の事業方針については、当社と公開買付者が今後協議のうえ決定していくこととなりますが、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の事業の特性や当社の強みを十分に活かした経営を行い、当社の事業の強化を図っていく予定とのことです。また、公開買付者によれば、当社の完全子会社化以降の当社の役員構成その他の経営体制については、現時

点では具体的な検討は行っておりませんが、公開買付者と当社との間の事業シナジーの実現に向けて、最適な体制を検討していく予定とのことです。

本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、上記「本公開買付けの背景」のとおり、平成25年9月下旬に、公開買付者から、公開買付者と当社の事業運営に係る施策について共同で検討を行うことの提案を受け、その後、公開買付者との間で、公開買付者と当社の事業運営に係る施策についての協議・検討を開始し、平成25年11月下旬からは、本取引についても本格的に協議を開始しました。その間、平成25年10月中旬には当社及び公開買付者の外部のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、同年12月上旬には当社及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）をそれぞれ選任し、平成26年1月9日には下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における第三者委員会の設置」に記載の通り第三者委員会を設置して、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について、公開買付者及びそのアドバイザーとの間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。公開買付価格については、当社は、公開買付者からの公開買付価格の提案を受けた後、S M B C日興証券からの当社株式価値に関する助言、第三者委員会での検討結果等を踏まえ、公開買付者と協議・交渉を継続した結果、当社は、公開買付者との間で公開買付価格を本公開買付価格とすることで合意するに至りました。当社は、下記のとおり、本公開買付価格は、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その結果、当社は、信用の強化や資本市場における資本調達を目的として上場しておりましたが、当社が公開買付者の完全子会社となり、上記「本取引後の経営方針」に記載の経営施策が実施されることにより、()当社が強化を進めているシステム導入に向けた企画・設計機能に対して、大胆かつ機動的な経営リソースの再配置を実施することで、当社が目指しているお客様システムのライフサイクルに合わせたサービスをワンストップで提供する体制が完全に整い、お客様への満足度を向上させるとともに、事業拡大が見込まれ、()データセンター運用の一元化やサービスメニューの拡大等のスケールメリットの享受や事業リスクの耐性を得られ、さらに()公開買付者グループ全体として事業戦略の一体化と事業拡大に向けたより迅速な意思決定が可能となり、事業展開を加速させることができることから、当社の企業価値のより一層の向上が見込まれるという結論に至り、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することといたしました。

また、当社は、本公開買付価格が、()下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、S M B C日興証券による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果をすべて反映した当社の事業計画を前提としたディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所における当社株式の終値1,169円に対して35.16%（小数点以下第三位を四捨五入、以下比率の計算において同じとします。）、平成26年1月29日から過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,210円（小数点以下四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。）に対して30.58%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,159円に対して36.32%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,163円に対して35.86%のプレミアムが加算されており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、()本公開買付価格が、S M B C日興証券が当該シナジー効果を考慮した事業計画を前提とした当社株式に係る株式価値算定書とは別に試算し参考資料として当社取締役会に提出したDCF法に基づく株式価値評価額（当該評価額は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載した当社の平成26年3月期以降の事業計画から、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果を除いた事業計画を前提としたものです。）のレンジの上限を上回るものとなっていること、()過去6年間における当社株式に係る取引が成立した全ての日における当社株式の高値を上回る価格であること、()下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていることなど、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、()上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、公開買付者と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することといたしました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において公開買付者の連結子会社であるため、当社及び公開買付者は、少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、その公正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に当社株式の株式価値の算定を依頼しました。SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成26年1月29日付で当社株式に係る株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C日興証券により上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 1,158円～1,213円
 DCF法 1,494円～1,825円

市場株価法では、平成26年1月28日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,213円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,158円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,163円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,158円から1,213円までと分析しております。

DCF法では、当社から提供した事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、平成25年9月末日を基準日として、平成26年3月期から平成29年3月期までの4期分（但し、平成26年3月期は平成25年10月から平成26年3月の6ヶ月分）の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を1,494円から1,825円までと分析しております。なお、割引率は、6.16%から7.54%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。

SMB C日興証券がDCF法の算定の前提とした当社作成に係る当社の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、以下の連結財務予測は、本取引の実行を前提とし、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果をすべて反映したものです。

（単位：百万円）

	平成26年3月期 (6ヶ月)	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	98,914	191,322	196,498	202,647
営業利益	4,848	8,040	8,521	8,957
E B I T D A (注1)	6,380	11,263	11,764	12,200
フリー・キャッシュ・フロー (注2)	4,683	6,153	4,835	4,881

(注1) 営業利益に減価償却費を加算したものを。

(注2) 税引後営業利益に減価償却費等を加算し、設備投資及び正味運転資本増加額等を控除したものを。

上記の連結財務予測のうち、平成26年3月期においては、平成25年3月期の連結業績（売上高185,884百万円、営業利益8,088百万円）と比較して、大幅な減益が生じておりますが、これは、主として、企業間競争の激化などの影響を受けたことによる利益率の悪化や全社基幹システム対応費用等の一時的な増加によるものです。また、平成27年3月期においては、平成26年3月期の連結業績予想と比較して、大幅な増益を計画しておりますが、これは、主として、外部委託業務の内製化及び公開買付者との連携強化に伴う利益率の改善など本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果を反映したことによるものです。

また、上記の連結財務予測は、当社が平成25年4月25日付で公表した「中期事業計画（2013～2015年度）」（2015年度の連結売上高2,060億円、連結営業利益105億円）に記載された当社の連結売上高及び連結営業利益の数値と異なりますが、これは、以下の理由によるものです。

即ち、当該中期事業計画の公表後、ITサポート市場動向が当初予測よりもさらに悪化し、収益性が低下したことを受け、当社は、平成25年10月25日において、平成26年3月期第2四半期の業績も勘案し、平成26年3月期にかかる連結売上高を1,900億円から1,860億円に、連結営業利益を85億円から56億円に、連結経常利益を85億円から58億円に、連結当期純利益を51億円から34億円に、それぞれ下方修正いたしました（以下「本件業績予想修正」といいます。）。このように、当該中期事業計画の公表直後から、中期事業計画と当社グループの足元の業績及びその予測には重大な乖離が生じております。このため、当社の目標数値であった中期事業計画よりも、足元のITサポート市場の動向及び当社の業績等を踏まえ、より現状に即した予測に基づき、当社の客観的かつ合理的な企業価値を算定し、本公開買付価格の妥当性を検討することがより適切であると判断いたしました。

なお、当社は、上記のとおり平成25年10月25日に、東京証券取引所の適時開示基準に従い、本件業績予想修正を開示しておりますが、本件業績予想修正は本取引に関連して又は本取引を意図して行われたものではありません。SMB C日興証券がDCF法の算定の前提とした当社作成に係る当社の事業計画においては、上記のとおり、本件業績予想修正後の平成26年3月期(6ヶ月)の連結財務予測が利用されており、また、市場株価法においても、平成25年10月25日以降の当社株式の市場価格も利用されております。なお、平成26年1月30日に公表した平成26年3月期第3四半期の業績等を勘案し、現時点では、平成25年10月25日に公表した平成26年3月期通期の業績予想を変更することは予定しておりません。

なお、第三者算定機関であるSMB C日興証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーでもある大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)から平成26年1月29日に提出された株式価値算定書(以下「算定書」といいます。)を参考にしたとのことです(なお、公開買付者は大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。)。なお、大和証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。大和証券による当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

大和証券は、当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び当社の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成26年1月29日に大和証券より株式価値の算定結果の報告を受けているとのことです。大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成26年1月29日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値1,169円、過去1ヶ月間の終値平均株価1,210円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の終値平均株価1,159円及び過去6ヶ月間の終値平均株価1,163円を基に1,159円~1,210円と算定しているとのことです。

また、DCF法では、当社の平成26年3月期以降の事業計画における収益や投資計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、一般に公開された情報並びに本公開買付け及びその後の組織再編の実行により将来的に実現可能と考えられるシナジー効果等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,398円~1,897円と算定しているとのことです。なお、DCF法による算定の基礎とした事業計画のうち、平成26年3月期においては、平成25年3月期と比較して営業利益の大幅な減少を見込んでおりますが、これは、主として、企業間競争の激化などの影響を受けたことによる利益率の悪化や全社基幹システム対応費用等の一時的な増加によるものです。また、平成27年3月期においては、平成26年3月期と比較して、営業利益の大幅な増加を見込んでおりますが、これは、主として、外部委託業務の内製化及び公開買付者との連携強化に伴う利益率の改善によるものです。当該事業計画は本取引の実行を前提としております。

公開買付者は、大和証券から取得した算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、平成26年1月30日、取締役会決議により本公開買付価格を1,580円と決定したとのことです。

本公開買付価格である1株当たり1,580円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所における当社株式の終値1,169円に対して35.16%、過去1ヶ月間(平成25年12月30日から平成26年1月29日まで)の終値の単純平均値1,210円に対して30.58%、過去3ヶ月間(平成25年10月30日から平成26年1月29日まで)の終値の単純平均値1,159円に対して36.32%、過去6ヶ月間(平成25年7月30日から平成26年1月29日まで)の終値の単純平均値1,163円に対して35.86%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。また、本公開買付価格である1株当たり1,580円は、本書提出日の前営業日である平成26年1月30日の東京証券取引所における当社株式の終値1,142円に対して38.35%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。

独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び公開買付者の外部のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、S M B C日興証券より取得した株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、下記「
当社における第三者委員会の設置」記載の諮問の結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、()本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、()本公開買付け及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年1月30日開催の当社取締役会において、当社取締役のうち、中江靖之氏及び松下公哉氏を除く取締役全員(全11名のうち参加者9名)が審議及び決議に参加し、決議に参加した当社の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記取締役会には関澤裕之氏を除く監査役全員(全4名のうち出席者3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である中江靖之氏及び松下公哉氏は、公開買付者の執行役員を兼任しており、本取引に関し当社と利益が相反する虞があることから、公開買付者との間で当社の立場において協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本取引に係る当社取締役会における議案の審議及び決議には一切参加しておりません。また、当社の社外監査役である関澤裕之氏は、公開買付者の従業員を兼務しており、本取引に関し当社と利益が相反する虞があることから、公開買付者との間で当社の立場において協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本取引に係る当社取締役会における議案の審議には一切参加しておりません。

当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成26年1月9日、公開買付者及び当社の取締役会から独立性の高い、外部の有識者である以下の委員から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、()当社の取締役会が、本公開買付けに賛同し、当社の株主に本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことは相当か否か、並びに()当社の取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うこと、及び、本公開買付けが成立した後に下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載された方法により当社の発行済株式の全部を公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者が所有することとなるよう当社の取締役会が全部取得条項付種類株式の全部取得の決定を行うことが、それぞれ、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、意見書の提出を委嘱いたしました。

〔委員〕

- ・委員長 荻野敦史
T M I 総合法律事務所 パートナー弁護士
- ・委員 服部暢達
早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授
- ・委員 橋本卓也
株式会社エスネットワークス 公認会計士

第三者委員会は、平成26年1月9日から平成26年1月29日まで合計4回開催され、S M B C日興証券及び森・濱田松本法律事務所から助言を受けつつ、本取引の目的及び本公開買付けの諸条件等に関する公開買付者に対する質問、当社の事業内容及び事業計画等に関する当社に対する質問、本件業績予想修正に関する公開買付者及び当社に対する質問、当社株式の株式価値に関するS M B C日興証券からの説明の聴取等を行った上、上記諮問事項について検討を行いました。

当社は、第三者委員会から、()当社及び公開買付者が、本取引の実行により上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本取引後の経営方針」に記載された諸施策が実施された場合には、本取引が実行されない場合に比して当社の企業価値が向上すると見込まれると判断しており、かかる判断の内容に特段不合理な点は見受けられないこと、()本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、公開買付者と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた結果に基づくものであること、()本公開買付け価格は、当社の直近の株価に対し過去の類似の完全子会社化案件に比して遜色ないプレミアムが付されていること、()本公開買付け価格は、当社側フィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券による、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果をすべて反映したD C F分析による当社株式の価値のレンジに含まれ、また、市場株価分析による当社株式の価値のレンジの上限を超えており、また、S M B C日興証券が、当該シナジー効果を考慮した事業計画を前提とした当社株式に係る株式価値算定書とは別に参考資料として試算した、当該シナジー効果を除いた事業計画を前提としたD C F分析による当社株式の価値のレンジの上限を超えていること、()本公開買付け価格が過去6年間における当社株式に係る取引が成立した全ての日における当社株式の高値を上回る価格であること、()本件業績予想修正が、東京証券取引所の適時開示基準に従い行われたものであり、本取引に関連して又は本取引を意図して行われたものではないことについて当社から

書面回答を得ており、かかる回答の内容に特段不合理な点は見受けられないこと、()当社における本取引に関する検討及び決定過程において、上記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の通り、利益相反回避及び公正性担保のための手続が採られ、かつ、本書及び本取引に関する適時開示資料において当社における本取引の検討経緯、公開買付者との間の交渉の経緯、当社がSMB C日興証券から取得した株式価値算定書の内容、実施している利益相反回避及び公正性担保のための措置の内容等について、十分な開示を行っていることなど、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、等を総合的に考慮すれば、()当社の取締役会が、本公開買付けに賛同し、当社の株主に本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことは相当であり、()当社の取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うこと、及び、本公開買付けが成立した後に下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載された方法により当社の発行済株式の全部を公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者が所有することとなるよう当社の取締役会が全部取得条項付種類株式の全部取得の決定を行うことは、いずれも当社の少数株主にとって不利益ではないものと判断する旨の意見書を取得しました。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者と当社は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定しています。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限は設定しておりませんが買付予定数の下限を設定していなくても、本公開買付けの公正性を担保するための上記乃至の措置を通じて、少数株主の利益に十分配慮していると考えているとのことです。

(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式(但し、公開買付者退職給付信託に拠出している当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)の全てを取得できなかったときには、以下に述べる方法により、公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者が、当社の発行済株式(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)の全てを取得することを企図しているとのことです。具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び 当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付すること、並びに上記乃至を付議議案に含む定時株主総会及び上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会を本年6月に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び公開買付者が議決権行使の指図権を有している公開買付者退職給付信託の受託者は、上記の定時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主(但し、当社を除きます。)には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類株式を公開買付者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付け等の価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者が当社の発行済株式(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者を除きます。)に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるような数の種類株式のみを発行するよう決定される予定とのことです。なお、公開買付者退職給付信託の受託者に対し割り当てられた種類株式については、上記各手続の実行後、公開買付者退職給付信託の退職給付信託契約に従い、他の資産と入れ替えるか又は新たな拠出なしに返還されることを予定しており、これにより公開買付者は当社を完全子会社化することとなるとのことです。入れ替える場合には、公開買付者が保有する他の上場株式を拠出することを予定しているとのことです。公開買付者が保有する他の上場株式の株価変動及び事業上の位置付け、並びに公開買付者の財務戦略等を総合的に勘案した結果、上場株式ではなく、現金を拠出することとなる可能性もあるとのことです。また、この入替えに伴い拠出される公開買付者

が保有する他の上場株式及び現金の価値の合計は、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付け等の価格に、種類株式1株の対価となった全部取得条項が付された当社の普通株式数を乗じ、さらに入替えの対象となる種類株式数を乗じた金額と同額相当となる予定とのことです。なお、本公開買付けにおいて公開買付者退職給付信託に拠出している当社株式を除く当社の発行済普通株式（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得できた場合にも、同様の方法により、その後、公開買付者退職給付信託に拠出している当社株式について、公開買付者が保有する他の上場株式又は現金と入れ替えるか又は新たな拠出なしに返還を受けることを予定しているとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は最終的には裁判所が判断することになります。上記のほか、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による申立て又は請求を行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに当社の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者による当社の株式の保有状況及び公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者以外の当社の株主による当社の株式の保有状況等により、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、上記方法を変更する場合でも、公開買付者及び公開買付者退職給付信託の受託者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に、当社の各株主に最終的に交付されることになる金銭の額については、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付け等の価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、本公開買付けの決済の完了後6ヶ月以内を目処に実施予定です。）等については、当社と協議のうえ、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記定時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭等の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、適用法令に従い、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者退職給付信託に拠出されている株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別個の種類当社の株式の上場申請は行わない予定です。

(6) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、公開買付者退職給付信託との間で、公開買付者が公開買付者退職給付信託に拠出している株式（当社株式16,300,000株（株式所有割合にして29.89%）を含みます。）について、信託管理人の指図がなければ処分等（本公開買付けへの応募を含みます。）しない主旨を含む退職給付信託契約を締結しており、信託管理人との間で、本公開買付けに応募するよう指図しないことを合意しているとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権数（個）
伊藤 行雄	代表取締役	執行役員社長	1,602	16
松下 礼司	取締役	執行役員常務	1,720	17
佐久間 洋	取締役	執行役員常務	641	6
宮本 高	取締役	執行役員常務	2,100	21
百瀬 裕也	取締役	執行役員常務	199	1
小西 国康	取締役	執行役員	249	2
松倉 博之	取締役	執行役員	249	2
中江 靖之	取締役	-	-	-
松下 公哉	取締役	-	-	-
板澤 幸雄	取締役	-	1,418	14
山根 節	取締役	-	-	-
村木 和彦	取締役（常勤）	-	1,194	11
山崎 政輝	監査役（常勤）	-	8,021	80
関澤 裕之	監査役	-	-	-
野崎 晃	監査役	-	-	-
計	-	-	17,393	170

（注1） 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

（注2） 取締役 中江靖之、松下公哉、板澤幸雄及び山根節の4氏は、社外取締役であります。

（注3） 監査役 村木和彦、関澤裕之及び野崎晃の3氏は、社外監査役であります。

（注4） 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数（小数点以下切捨て）及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。